



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

○ 沖縄県公文書等の管理に関する条例（総務私学課）	8
○ 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（人事課）	22
○ 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	28
○ 沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	30
○ 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	31
○ 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	82
○ 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	83
○ 情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（行政管理課）	84
○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課）	85
○ 沖縄県証紙条例の一部を改正する条例（財政課）	114
○ 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（科学技術振興課）	114
○ 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（障害福祉課）	115
○ 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（障害福祉課）	119
○ 沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（こども家庭課）	124
○ 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（医療政策課）	134
○ 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（空手振興課）	135
○ 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（都市公園課）	136
○ 沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（下水道課）	138
○ 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）	139
○ 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）	139
○ 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（企業局総務課）	140
○ 沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例及び沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（企業局総務課）	141
○ 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（病院事業局管理課）	144
○ 沖縄県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	146
○ 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	147
○ 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例（教育庁教育支援課）	148
○ 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（教育庁学校人事課）	148
○ 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	149
○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部生活安全企画課）	149

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県公文書等の管理に関する条例（条例第 3 号）

- 1 この条例の目的、定義及び法律等との関係について定めることとした。（第 1 条から第 3 条まで）
- 2 文書の作成について定めることとした。（第 4 条）
- 3 公文書の整理及び保存について定めることとした。（第 5 条から第 7 条まで）
- 4 公文書の沖縄県公文書館への移管又は廃棄について定めることとした。（第 8 条）
- 5 管理状況の報告等について定めることとした。（第 9 条）
- 6 公文書管理規程を設けることについて定めることとした。（第 10 条）
- 7 特定歴史公文書等の保存等について定めることとした。（第 11 条）
- 8 特定歴史公文書等の利用請求の手続について定めることとした。（第 12 条）
- 9 特定歴史公文書等の利用請求の取扱い等について定めることとした。（第 13 条から第 27 条まで）
- 10 沖縄県公文書管理委員会の設置その他必要な事項について定めることとした。（第 28 条から第 35 条まで）
- 11 職員に対する研修等について定めることとした。（第 36 条から第 38 条まで）
- 12 罰則について定めることとした。（第 39 条）
- 13 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとした。（附則第 1 項）
- 14 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第 2 項）
- 15 この条例の施行に伴い、沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（平成 7 年沖縄県条例第 6 号）の一部を改正することとした。（附則第 3 項）
- 16 この条例の施行に伴い、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号）の一部を改正することとした。（附則第 4 項）

○ 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第 4 号）

- 1 次に掲げる条例について、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）が施行されることに伴い、規定を整理することとした。＜第 1 条から第 29 条まで＞
 - (1) 沖縄県職員の分限に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 4 号）
 - (2) 旧沖縄県県吏員恩給規則の規定による恩給受給権者に対する恩給支給条例（昭和 47 年沖縄県条例第 9 号）
 - (3) 沖縄県青少年保護育成条例（昭和 47 年沖縄県条例第 11 号）
 - (4) 沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 40 号）
 - (5) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 53 号）
 - (6) 沖縄県立自然公園条例（昭和 48 年沖縄県条例第 10 号）
 - (7) 沖縄県心身障害者扶養共済制度条例（昭和 48 年沖縄県条例第 38 号）
 - (8) 沖縄県県土保全条例（昭和 48 年沖縄県条例第 53 号）
 - (9) 沖縄県自然環境保全条例（昭和 48 年沖縄県条例第 54 号）
 - (10) 沖縄県迷惑行為防止条例（昭和 50 年沖縄県条例第 9 号）
 - (11) 沖縄の復帰前における刑事事件に係る沖縄県職員の失職に関する特別措置条例（昭和 51 年沖縄県条例第 5 号）
 - (12) 沖縄県特殊病害虫防除条例（昭和 52 年沖縄県条例第 25 号）
 - (13) 沖縄県観光振興条例（昭和 54 年沖縄県条例第 39 号）
 - (14) 沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 62 年沖縄県条例第 14 号）
 - (15) 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成 5 年沖縄県条例第 29 号）
 - (16) 沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号）
 - (17) 沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成 13 年沖縄県条例第 55 号）
 - (18) 沖縄県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例（平成 15 年沖縄県条例第 16 号）
 - (19) 沖縄県生活環境保全条例（平成 20 年沖縄県条例第 43 号）
 - (20) 沖縄県統計調査条例（平成 21 年沖縄県条例第 17 号）
 - (21) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年沖縄県条例第 35 号）
 - (22) 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例（平成 24 年沖縄県条例第 48 号）
 - (23) 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成 25 年沖縄県条例第 64 号）
 - (24) 沖縄県行政不服審査会条例（平成 27 年沖縄県条例第 52 号）
 - (25) 沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第 42 号）

- (26) 沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）
- (27) 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（令和 2 年沖縄県条例第18号）
- (28) 個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年沖縄県条例第54号）
- (29) 沖縄県個人情報保護審査会設置条例（令和 4 年沖縄県条例第55号）

- 2 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行することとした。（附則第 1 項）
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第 2 項から第 7 項まで）

○ 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 5 号）

- 1 子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者が正規の勤務時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、3 歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大するとともに、配偶者の対象範囲に届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むこととする事とした。（第 6 条の 4 関係）
- 2 子の看護のための特別休暇について、休暇の取得要件を改めるとともに、家族の看護等のために取得できる休暇とすることとした。（第16条第11号関係）
- 3 介護離職を防止するため任命権者が講ずべき措置を定めることとした。（第17条の 4 及び第17条の 5 関係）
- 4 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 6 号）

- 1 沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正することとした。
＜第 1 条＞
職員の日当及び宿泊料の特例について定める。（附則関係）
- 2 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）の一部を次のように改正することとした。
＜第 2 条＞
旅費の特例について定める。（附則関係）
- 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年沖縄県条例第 2 号）の一部を次のように改正することとした。
＜第 3 条＞
一般の派遣職員に対する旅費の支給の特例について定める。（附則関係）
- 4 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 7 号）

- 1 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正することとした。
＜第 1 条＞
 - (1) 給料表の号給構成を改めるとともに、給料月額を改定する。（別表第 1 から別表第 6 まで関係）
 - (2) 職員の昇給について、行政職給料表 6 級及び 7 級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員について、その者の勤務成績が標準である場合の昇給の号給数を 3 号給とする。また、行政職給料表 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わない。（第 7 条関係）
 - (3) 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を13,000円とするとともに、扶養手当の支給に関し必要な事項を人事委員会規則で定める。（第12条関係）
 - (4) 地域手当について、級地の区分及び支給割合を見直す。（第13条関係）
 - (5) 住居手当について、配偶者に係る扶養手当の廃止に伴い、所要の規定の整備を行う。（第15条関係）
 - (6) 通勤手当について、通勤手当の支給月額の限度額を 1 箇月当たり150,000円とするとともに、高速自動車国道等に係る特例について新たに給料表の適用を受ける職員等に係る規定を整備する。（第16条関係）
 - (7) 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員等に係る規定を整備する。（第16条の 2 関係）
 - (8) 管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯を拡大する。（第26条の 2 関係）
 - (9) 定年前再任用短時間勤務職員について、医師に係る地域手当、住居手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当並びにへき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給する。（第34条の 2 関係）
- 2 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正することとした。
＜第 2 条＞
 - (1) 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止する。（第 4 条関係）
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当について、住居手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手

当を支給する。(第20条の2関係)

- 3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年沖縄県条例第52号)の一部を次のように改正することとした。<第3条>
 - (1) 特定任期付職員業績手当を廃止する。(第7条関係)
 - (2) 特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の95とし、期末手当に加えて勤勉手当を支給する。また、勤勉手当の支給割合を100分の87.5とする。(第9条関係)
- 4 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年沖縄県条例第51号)の一部を次のように改正することとした。<第4条>
 - (1) 県費負担教職員の暫定再任用職員に対する退職手当の支給について、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の改正に伴い、規定を整理する。(附則第11条関係)
 - (2) 暫定再任用職員について、医師に係る地域手当、住居手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当並びにへき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給する。(附則第14条関係)
- 5 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 6 号給の切替えを定めることとした。(附則第2項)
- 7 この条例の施行に関し、必要な経過措置等を定めることとした。(附則第3項から第14項まで)

○ 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(条例第8号)

- 1 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和47年沖縄県条例第96号)の一部を次のように改正することとした。<第1条>
 - (1) 知事等の期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げる。(第7条関係)
 - (2) 令和6年12月に支給する知事及び副知事の期末手当の特例を定める。(附則第5項関係)
- 2 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>

知事等の期末手当について、6月期の支給割合を100分の165に引き上げ、12月期の支給割合を100分の165に引き下げる。(第7条関係)
- 3 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例(昭和59年沖縄県条例第27号)の一部を次のように改正することとした。<第3条>

特別職の秘書の期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げる。(第4条関係)
- 4 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第4条>

特別職の秘書の期末手当について、6月期の支給割合を100分の165に引き上げ、12月期の支給割合を100分の165に引き下げる。(第4条関係)
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2及び4は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 6 1及び3は、令和6年12月1日から適用することとした。(附則第2項)
- 7 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第3項)

○ 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第9号)

- 1 育児休業、介護等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の一部が改正されたことに伴い、規定を整理することとした。(第27条関係)
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(条例第10号)

- 1 次に掲げる条例について、書面を特定の場所に掲示して行うこととされている公示等について、インターネットを利用する方法により行うことを可能とするため、規定の整備を行うこととした。<第1条及び第2条>
 - (1) 沖縄県都市公園条例(昭和52年沖縄県条例第41号)
 - (2) 沖縄県希少野生動植物保護条例(令和元年沖縄県条例第46号)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(条例第11号)

- 1 工芸振興センターにおける使用料及び手数料について、額の適正化を図ることとした。(別表第1及び第2関係)
- 2 衛生環境研究所における水質の試験(生物、細菌等の試験は除く。)に係る手数料及び空気試験に係る手数料を廃止することとした。(別表第2関係)

- 3 汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。（別表第3関係）
- 4 家畜検査手数料及び家畜の注射、薬浴の手数料について、額の適正化を図ることとした。（別表第3関係）
- 5 養ほう振興法（昭和33年法律第180号）の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。（別表第3関係）
- 6 漁業許可申請手数料等について、額の適正化を図ることとした。（別表第3関係）
- 7 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第37号）の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。（別表第3関係）
- 8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部が改正されたことに伴い、手数料の徴収根拠を定めること等とした。（別表第3関係）
- 9 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。ただし、3、5及び7については、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
- 10 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

○ 沖縄県証紙条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 条例の規定を整理することとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 附属設備の一部を処分したことに伴い、附属設備の利用料金の基準額を改めることとした。（別表関係）
- 2 機械器具のうち、大型プリンターを処分したことに伴い、機械器具の利用料金の表を改めることとした。（別表関係）

○ 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 次に掲げる条例について、厚生労働省関係省令の一部が改正されたことに伴い規定を整理することとした。＜第1条から第14条まで＞
 - (1) 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第78号）
 - (2) 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第79号）
 - (3) 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第80号）
 - (4) 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第81号）
 - (5) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）
 - (6) 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号）
 - (7) 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第24号）
 - (8) 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）
 - (9) 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第28号）
 - (10) 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）
 - (11) 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第30号）
 - (12) 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第31号）
 - (13) 沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第32号）
 - (14) 沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年沖縄県条例第15号）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。＜第5条、第6条、第8条、第9条及び第10条＞
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことを踏まえ、次の条例について、人員、設備及び運営に関する基準等を改めることとした。＜第1条から第4条まで＞

- (1) 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）
 - (2) 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第28号）
 - (3) 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）
 - (4) 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第31号）
- 2 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（条例第16号）

- 1 この条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
- 2 最低基準の目的について定めることとした。（第2条）
- 3 用語の定義について定めることとした。（第3条）
- 4 一時保護施設の設備及び運営の基準について定めることとした。（第4条から第36条まで）
- 5 規則への委任について定めることとした。（第37条）
- 6 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 7 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

○ 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 病院の人員の基準について、従業者の区分に管理栄養士を加えることとした。（第5条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。（第6条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 沖縄空手会館の利用料金の基準額を改めることとした。（別表第1から別表第3まで関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。（別表第1関係）
- 3 この条例は、令和7年10月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 県内に住所を有する者が1年間を通して首里城地区内施設に入場しようとする場合の入場料の限度額について定めることとした。（第11条関係）
- 2 入場料の限度額を改めることとした。（別表第2及び別表第3関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。（第11条、別表第2及び別表第3関係）
- 4 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 各処理区における1日当たりの最大処理能力の値を改めることとした。（第3条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 一級建築士事務所登録手数料及び二級建築士事務所又は木造建築士事務所登録手数料の額を改めることとした。（第4条関係）
- 2 この条例は、令和7年6月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 免許申請手数料及び免許更新申請手数料の額を改めることとした。（第2条及び第3条関係）
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止することとした。（第6条関係）
- 2 配偶者の範囲について、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を加えることとした。（第7条関係）
- 3 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員等に係る規定を整備することとした。（第8条の2関係）

- 4 管理職員特別勤務手当について、支給対象時間を拡大することとした。(第14条の2 関係)
- 5 定年前再任用短時間勤務職員に対して、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給することとした。(第21条の2 関係)
- 6 その他所要の改正を行うこととした。(第14条の2 関係)
- 7 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。(附則第 1 項)
- 8 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第 2 項から第 5 項まで)
- 9 規程への委任について定めることとした。(附則第 6 項)

○ 沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例及び沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例(条例第24号)

- 1 沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例(平成24年沖縄県条例第38号)の一部を次のように改正することとした。<第 1 条>
 - (1) 技術上の監督業務を行う者の資格の要件を改める。(第 3 条関係)
 - (2) 水道技術管理者の資格の要件を改める。(第 4 条関係)
- 2 沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例(平成25年沖縄県条例第50号)の一部を次のように改正することとした。<第 2 条>

水道技術管理者の資格の要件を改める。(第 2 条関係)
- 3 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第25号)

- 1 特定任期付職員業績手当を廃止することとした。(第 2 条及び第21条関係)
- 2 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止することとした。(第 7 条関係)
- 3 配偶者の範囲について、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を加えることとした。(第 9 条関係)
- 4 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員等に係る規定を整備することとした。(第11条関係)
- 5 管理職員特別勤務手当について、支給対象時間を拡大することとした。(第18条関係)
- 6 定年前再任用短時間勤務職員に対して地域手当、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を、特定任期付職員に対して勤勉手当を支給することとした。(第28条関係)
- 7 その他所要の改正を行うこととした。(第18条及び第28条関係)
- 8 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。(附則第 1 項)
- 9 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第 2 項から第 5 項まで)
- 10 規程への委任について定めることとした。(附則第 6 項)

○ 沖縄県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第26号)

- 1 収支報告書等について、電磁的記録の提出又は電子情報処理組織を使用する方法による提出の規定を定めることとした。(第10条の2 関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(第10条関係)
- 3 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(条例第27号)

- 1 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(令和 6 年沖縄県条例第54号)を次のように改正することとした。

議員の期末手当について、令和 7 年 6 月期以降の支給割合を100分の165に引き上げる。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例(条例第28号)

- 1 沖縄県立高等学校の証明手数料の額を改めることとした。(別表第 1 関係)
- 2 沖縄県立中学校の証明手数料の額を改めることとした。(別表第 2 関係)
- 3 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第29号)

- 1 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を

改めることとした。(第2条関係)

- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例(条例第30号)

- 1 沖縄県警察職員の定員を改めることとした。(第2条関係)
2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第31号)

- 1 質屋営業法(昭和25年法律第158号)に関する手数料の表を整理することとした。(別表第4関係)
2 保管場所標章に係る交付手数料及び再交付手数料を廃止するとともに、手数料の納付時期の規定を整理することとした。(第3条関係及び別表第10関係)
3 その他所要の改正を行うこととした。(別表第10関係)
4 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。ただし、2については公布の日から施行することとした。(附則)

条 例

沖縄県公文書等の管理に関する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第3号

沖縄県公文書等の管理に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
第2章 公文書の管理(第4条—第10条)
第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等(第11条—第27条)
第4章 沖縄県公文書管理委員会(第28条—第35条)
第5章 雑則(第36条—第38条)
第6章 罰則(第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであること

に鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業の管理者及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第32条第 1 項及び第 2 項を除き、以下同じ。）を含む。第19条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 特定歴史公文書等
- (3) 規則で定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

3 この条例において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 第 8 条第 1 項の規定により沖縄県公文書館（以下「公文書館」という。）に移管されたもの
- (2) 法人その他の団体（県及び県が設立した地方独立行政法人を除く。）又は個人から公文書館に寄贈され、又は寄託されたもののうち、公文書に類するものとして知事が指定するもの

5 この条例において「公文書等」とは、公文書及び特定歴史公文書等をいう。

(法律等との関係)

第3条 公文書等の管理については、法律、法律に基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 公文書の管理

(文書の作成)

第4条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(整理)

第5条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、公文書管理規程（公文書の管理に関する定めをいう。以下同じ。）で定めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、公文書管理規程で定めるところにより、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、公文書管理規程で定めるところにより、延長することができる。

5 実施機関は、公文書ファイル及び単独で管理している公文書（以下「公文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては公文書館への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(保存)

第 6 条 実施機関は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該公文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

(公文書ファイル管理簿)

第 7 条 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、公文書管理規程で定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「情報公開条例」という。）第 7 条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、1 年未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。

2 実施機関は、公文書ファイル管理簿について、公文書管理規程で定めるところにより、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(移管又は廃棄)

第 8 条 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第 5 条第 5 項の規定による定めに基づき、公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により公文書館に移管する公文書について、第13条第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当するものとして知事において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定により、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、沖縄県公文書管理委員会の意見を聴かななければならない。

(管理状況の報告等)

第 9 条 実施機関は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(公文書管理規程)

第10条 実施機関は、公文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書管理規程を設けなければならない。

2 公文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成に関する事項
- (2) 整理に関する事項
- (3) 保存に関する事項
- (4) 公文書ファイル管理簿に関する事項
- (5) 移管又は廃棄に関する事項
- (6) 管理状況の報告に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

3 実施機関は、公文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等

(特定歴史公文書等の保存等)

第11条 知事は、特定歴史公文書等について、第23条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 知事は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(利用請求の手続)

第12条 特定歴史公文書等の利用の請求（以下「利用請求」という。）をする者（以下「利用請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「利用請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

(1) 利用請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 前条第 4 項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史公文書等の名称

2 知事は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（利用請求の取扱い）

第13条 知事は、利用請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、利用請求者に対し、当該利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 情報公開条例第 7 条第 1 号、第 3 号又は第 7 号ア若しくはオに掲げる情報

イ 情報公開条例第 7 条第 2 号に掲げる情報

ウ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(2) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくは汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する知事が当該原本を現に使用している場合

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第 1 号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成又は取得をされてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第 8 条第 2 項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 知事は、第 1 項第 1 号に掲げる場合であっても、同号アからウまでに掲げる情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

第14条 知事は、前条第1項第1号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（利用請求に対する措置）

第15条 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定（以下「利用決定」という。）をし、利用請求者に対し、その旨並びに利用させる日時、場所及び方法を書面により通知しなければならない。

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限）

第16条 前条各項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第12条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限の特例）

第17条 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、知事は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第18条 利用請求に係る特定歴史公文書等に県、国、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、知事は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第7条第2号イに掲げる情報又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史公文書等であって第13条第1項第1号ウに該当するものとして第8条第2項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書（第26条第1項第2号及び第3項第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(利用の方法)

第19条 知事が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用

用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

(費用負担)

第20条 第12条の規定による利用請求をして、特定歴史公文書等（前条ただし書の規定による特定歴史公文書等の写しを含む。）の写しの交付を受ける者は、知事が別に定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(利用の促進)

第21条 知事は、特定歴史公文書等（第13条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(移管元実施機関による利用の特例)

第22条 特定歴史公文書等を移管した実施機関が知事に対してその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第13条第1項第1号の規定は、適用しない。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第23条 知事は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなつたと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

2 知事は、前項の規定により特定歴史公文書等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、沖縄県公文書管理委員会の意見を聴かななければならない。

(保存及び利用の状況の公表)

第24条 知事は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第25条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(沖縄県公文書管理委員会への諮問)

第26条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があつたときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、沖縄県公文書管理委員会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第29条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 知事は、第 1 項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第27条 第18条第 4 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る利用決定等（利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

第 4 章 沖縄県公文書管理委員会

（設置及び組織）

第28条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県公文書管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、この条例に定めるもののほか、公文書等の管理に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。
- 3 委員会は、委員 5 人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員会の調査権限)

第29条 委員会は、必要があると認めるときは、知事に対し、審査請求に係る特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合において、何人も、委員会に対し、その提示された特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

2 知事は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、知事に対し、審査請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を委員会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、委員会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、委員会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は知事（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第30条 委員会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第31条 審査請求人等は、委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただ

し、委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第32条 委員会は、第29条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、委員会に対し、委員会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を委員会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 委員会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 委員会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第33条 委員会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第34条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(資料の提出等の求め)

第35条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、実施機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第 5 章 雑則

(研修)

第36条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 知事は、実施機関の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(刑事訴訟に関する書類等の取扱い)

第37条 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第3項に規定する訴訟に関する書類（以下この条において「刑事訴訟に関する書類」という。）については、第2章の規定は、適用しない。

2 実施機関は、刑事訴訟に関する書類のうち歴史公文書等に該当するものの適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

3 実施機関は、刑事訴訟に関する書類が歴史公文書等に該当すると認めるときは、知事と協議し、当該刑事訴訟に関する書類を公文書館に移管することができる。

4 知事は、前項の規定により移管された刑事訴訟に関する書類であつて、同項の協議において利用の制限を行うこととされたものについて利用請求があつたときは、第13条の規定にかかわらず、利用を制限するものとする。

5 刑事訴訟法第53条の2第4項に規定する押収物については、この条例の規定は、適用しない。

(規則への委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

第39条 第28条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(特定歴史公文書等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に公文書館が保存する歴史資料として重要な文書その他の記録のうち、規則で定めるものは、特定歴史公文書等とみなす。

(沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 3 沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（平成 7 年沖縄県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(設置)

第 1 条 特定歴史公文書等（沖縄県公文書等の管理に関する条例（令和 7 年沖縄県条例第 3 号）第 2 条第 4 項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）を保存し、及び県民の利用に供するとともに、歴史資料として重要な文書その他の記録（特定歴史公文書等を除く。以下「歴史文書等」という。）を収集し、整理し、保存し、及び県民の利用に供することにより、もって学術及び文化の振興に寄与することを目的として、沖縄県公文書館（以下「公文書館」という。）を設置する。

第 3 条第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「公文書等」を「歴史文書等」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「公文書等」を「特定歴史公文書等及び歴史文書等」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 4 号中「公文書等」を「特定歴史公文書等及び歴史文書等」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「公文書等」を「特定歴史公文書等及び歴史文書等」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号を削り、同条第 1 号中「公文書等」を「歴史文書等」に、「及び保存」を「、保存及び利用」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 3 号の前に次の 2 号を加える。

(1) 歴史公文書等（沖縄県公文書等の管理に関する条例第 2 条第 3 項に規定する歴史公文書等をいう。）の移管等に関すること。

(2) 特定歴史公文書等の保存及び利用に関すること。

第 5 条ただし書中「第 6 号」の次に「及び第 7 号」を加える。

第 12 条の見出し及び同条中「公文書等」を「歴史文書等」に改める。

第 13 条第 1 号中「公文書等」を「特定歴史公文書等又は歴史文書等」に改める。

第 14 条第 1 項中「公文書等」を「歴史文書等」に改める。

第 15 条中「公文書等」を「特定歴史公文書等若しくは歴史文書等」に改める。

(沖縄県情報公開条例の一部改正)

4 沖縄県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「沖縄県公文書館その他」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 沖縄県公文書等の管理に関する条例（令和7年沖縄県条例第3号）第2条第4項に規定する特定歴史公文書等

第35条を削り、第36条を第35条とし、第37条から第40条までを1条ずつ繰り上げる。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第4号

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（沖縄県職員の分限に関する条例の一部改正）

第1条 沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（旧沖縄県県吏員恩給規則の規定による恩給受給権者に対する恩給支給条例の一部改正）

第2条 旧沖縄県県吏員恩給規則の規定による恩給受給権者に対する恩給支給条例（昭和47年沖縄県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第19条中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

第25条第1項中「懲役又は禁錮^この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第34条第1項第2号中「懲役若しくは禁錮^この刑」を「拘禁刑」に改め、同項第4号中「禁錮^こ」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県青少年保護育成条例の一部改正)

第 3 条 沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第22条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 4 条 沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号及び第5項第2号、第16条の見出し及び同条第1項第1号、第17条第1項第1号並びに第19条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第 5 条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第27条の2第3号及び第4号並びに第27条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県立自然公園条例の一部改正)

第 6 条 沖縄県立自然公園条例（昭和48年沖縄県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第56条から第58条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第 7 条 沖縄県心身障害者扶養共済制度条例（昭和48年沖縄県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「懲役又は禁錮^この刑」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県県土保全条例の一部改正)

第 8 条 沖縄県県土保全条例（昭和48年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県自然環境保全条例の一部改正)

第 9 条 沖縄県自然環境保全条例（昭和48年沖縄県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第43条及び第44条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県迷惑行為防止条例の一部改正)

第10条 沖縄県迷惑行為防止条例（昭和50年沖縄県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条、第12条、第13条第2項、第14条第2項及び第17条第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄の復帰前における刑事事件に係る沖縄県職員の失職に関する特別措置条例の一部改正)

第11条 沖縄の復帰前における刑事事件に係る沖縄県職員の失職に関する特別措置条例（昭和51年沖縄県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県特殊病虫害防除条例の一部改正)

第12条 沖縄県特殊病虫害防除条例（昭和52年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県観光振興条例の一部改正)

第13条 沖縄県観光振興条例（昭和54年沖縄県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第29条及び第30条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第14条 沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和62年沖縄県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部改正)

第15条 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第31条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県情報公開条例の一部改正)

第16条 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正す

る。

第40条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部改正)

第17条 沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成13年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例の一部改正)

第18条 沖縄県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第18条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県生活環境保全条例の一部改正)

第19条 沖縄県生活環境保全条例（平成20年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第56条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第57条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第58条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県統計調査条例の一部改正)

第20条 沖縄県統計調査条例（平成21年沖縄県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県暴力団排除条例の一部改正)

第21条 沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正)

第22条 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年沖縄県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第18条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例の一部改正)

第23条 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第39条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県行政不服審査会条例の一部改正)

第24条 沖縄県行政不服審査会条例（平成27年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第25条 沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号及び第4号並びに第8条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県希少野生動植物保護条例の一部改正)

第26条 沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第46条から第48条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第27条 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（令和2年沖縄県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第4号イ及び第13条第3項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第28条 個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第4項、第5項及び第7項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第29条 沖縄県個人情報保護審査会設置条例（令和4年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）（以下「刑法等一部改正法等」という。）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 4 条の規定による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例第 15 条第 1 項及び第 5 項、第 16 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第 19 条第 4 項並びに沖縄県職員の退職手当に関する条例第 19 条第 3 項の規定の適用については、拘禁刑

が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等及びこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 5 条の規定による改正後の沖縄県職員の給与に関する条例第 27 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 刑法等一部改正法等及びこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 25 条の規定による改正後の沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 8 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第 5 号

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 4 第 1 項中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、」に改め、同条第 4 項中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同

じ。)」を加え、「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改め、「介護」と、」の次に「第 1 項中」を加える。

第16条第11号を次のように改める。

- (11) 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第13号及び第17条の4第1項において「配偶者等」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該者の世話をを行うことをいう。）のため、養育する義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。この号において同じ。）に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため又は養育する義務教育終了前の子に係る人事委員会規則で定める事由のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 暦年について 5 日（その養育する義務教育終了前の子（義務教育終了後も特に配慮が必要として人事委員会規則で定める子を含む。）が 2 人以上の場合にあつては、10 日）の範囲内の期間（職員の事情を考慮し人事委員会規則で定める職員にあつては、当該期間に 1 日を加えた期間）

第16条第13号中「配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者」を「配偶者等」に改める。

第17条の3の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第 6 号

沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（日当及び宿泊料の特例）

- 2 当分の間、別表第 2 備考 1 中「国家公務員等の旅費に関する法律」とあるのは、
「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」と読み替えるものとする。

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 6 当分の間、別表第 2 知事の項中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）」とあるのは「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「改正前の旅費法」という。）」と、
「旅費法」とあるのは「改正前の旅費法」と、同表副知事の項中「旅費法」とあるのは「改正前の旅費法」と読み替えるものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 3 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年沖縄県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項を次のように改める。

（一般の派遣職員に対する旅費の支給の特例）

8 当分の間、第 7 条中「国家公務員等の旅費に関する法律」とあるのは、「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第 7 号

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 5 項中「55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第12条第 1 項中「次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの」を「次項第 2 号から第 5 号までの」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第 3 項において「扶養親族

たる父母等」に改め、同条第 2 項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、扶養親族たる父母等」に改め、「前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」を削り、同条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改める。

第13条第 2 項第 3 号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第 4 号中「100分の12」を「100分の 8」に改め、同項第 5 号中「100分の10」を「100分の 4」に改め、同項第 6 号及び第 7 号を削る。

第15条第 1 項第 2 号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」に改める。

第16条第 1 項第 1 号中「有料の道路（以下この項から第 3 項まで）」を「有料の道路（以下第 3 号、第 2 項、第 3 項及び第 5 項）」に改め、同条第 2 項第 1 号中「以下この号及び次項」を「次項及び第 5 項」に改め、同項ただし書を削り、同項第 3 号中「（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第 3 項中「第 1 号及び次項」を「第 1 号、次項及び第 5 項」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第 1 号を次のように改める。

- (1) 高速自動車国道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第 5 項において「特別料金等相当額」という。）

第16条第 4 項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に、「高速自動車国道等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「高速自動車国道等」に改め、同条第 5 項から第 8 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額）、第 2 項第 2 号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（高速自動車国道等が 2 以上ある場合においては、その合計額）の合計額が 150,000 円を超える職員の通勤手当の額は、前 3 項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第16条の 2 第 3 項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第26条の 2 第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 3 項中「当該各号に定める額」の次に「（前 2 項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を加え、同項第 1 号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を削る。

第34条の 2 第 1 項中「、第12条、第14条、第15条及び第17条から第20条まで」を「及び第12条」に改める。

別表第 1 から別表第 6 までを次のように改める。

別表第 1（第 5 条関係）

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900

	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				

		57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
		58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
		59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
		61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
		62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
		63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
		64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
		65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
		66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
		67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
		68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
		69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
		70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
		71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
		72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
		73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
		74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
		75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
		76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
		77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
		78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
		79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
		80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
		81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
		82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
		83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
		84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
		85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
		86	256,000	297,100	346,000							
		87	256,300	297,400	346,400							
		88	256,600	297,700	346,800							
		89	256,900	298,000	347,000							
		90	257,200	298,300	347,400							
		91	257,500	298,600	347,800							
		92	257,800	299,000	348,200							
		93	258,100	299,200	348,400							
		94		299,400	348,800							
		95		299,700	349,200							
		96		300,100	349,500							
		97		300,300	349,800							
		98		300,600	350,200							
		99		301,000	350,600							
		100		301,400	351,000							
		101		301,600	351,500							
		102		301,900	351,900							
		103		302,200	352,300							
		104		302,500	352,700							

	105		302,700	353,200							
	106		303,000	353,600							
	107		303,300	353,900							
	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200								
	111		304,600								
	112		304,900								
	113		305,100								
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第37条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第5条関係）

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500

9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	
14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	
15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	
16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	
17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000	
18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700	
19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400	
20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000	
21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400	
22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100	
23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800	
24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500	
25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900	
26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400	
27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000	
28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600	
29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200	
30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900	
31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400	
32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900	
33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400	
34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700	
35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000	
36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400	
37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800	
38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000	
39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300	
40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500	
41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900	
42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100	
43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300	
44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500	
45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900	
46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200		
47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500		
48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800		
49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100		
50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400		
51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700		
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000		
53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200		
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500		
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800		
56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100		

		57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300			
		58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600			
		59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900			
		60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100			
		61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300			
		62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600			
		63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900			
		64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200			
		65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400			
		66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700			
		67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000			
		68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300			
	定年前再 任用 短時間勤 務職員以 外の職員	69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500			
		70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800			
		71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100			
		72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400			
		73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600			
		74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100				
		75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400				
		76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600				
		77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800				
		78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100				
		79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400				
		80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600				
		81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800				
		82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100				
		83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400				
		84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600				
		85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800				
		86	302,500	321,000	345,500	387,800						
		87	303,200	322,000	347,000	388,400						
		88	303,900	323,000	348,400	389,000						
		89	304,600	324,000	349,700	389,300						
		90	305,400	325,300	350,900	389,800						
		91	306,200	326,500	352,100	390,300						
		92	306,900	327,700	353,400	390,800						
		93	307,400	328,900	354,700	391,200						
		94	308,300	330,200	356,200	391,600						
		95	309,200	331,400	357,700	392,100						
		96	310,000	332,600	359,100	392,600						
		97	310,800	333,800	360,400	393,000						
		98	311,800	335,100	361,600	393,500						
		99	312,700	336,300	362,700	394,000						
		100	313,600	337,500	363,900	394,500						
		101	314,500	338,900	365,000	394,800						
		102	315,500	339,800	366,100	395,200						
		103	316,500	340,800	367,200	395,700						
		104	317,400	341,900	368,300	396,000						

		105	318, 200	343, 000	369, 500	396, 300						
		106	318, 800	344, 100	370, 000	396, 800						
		107	319, 400	345, 100	370, 600	397, 300						
		108	320, 000	346, 100	371, 200	397, 800						
		109	320, 500	347, 300	371, 800	398, 100						
		110	321, 000	348, 300	372, 300	398, 600						
		111	321, 400	349, 300	372, 700	399, 100						
		112	321, 900	350, 200	373, 200	399, 600						
		113	322, 700	351, 100	373, 600	399, 900						
		114	323, 400	352, 000	374, 000	400, 400						
		115	324, 100	353, 000	374, 500	400, 900						
		116	324, 700	354, 000	375, 000	401, 400						
		117	325, 300	355, 000	375, 400	401, 800						
		118	326, 000	355, 400	375, 900	402, 300						
		119	326, 700	356, 000	376, 500	402, 700						
		120	327, 500	356, 600	377, 000	403, 200						
		121	328, 100	356, 900	377, 200	403, 600						
		122	328, 400	357, 300	377, 700							
		123	328, 900	357, 700	378, 200							
		124	329, 400	358, 100	378, 600							
		125	329, 700	358, 500	379, 100							
		126		358, 900	379, 600							
		127		359, 300	380, 100							
		128		359, 700	380, 600							
		129		360, 100	380, 900							
		130		360, 500	381, 400							
		131		360, 900	381, 900							
		132		361, 300	382, 400							
		133		361, 500	382, 700							
		134		362, 000	383, 200							
		135		362, 400	383, 600							
		136		362, 700	384, 000							
		137		363, 000	384, 300							
		138		363, 400	384, 800							
		139		363, 900	385, 300							
		140		364, 400	385, 800							
		141		364, 700	386, 100							
		142		365, 200								
		143		365, 700								
		144		366, 200								
		145		366, 500								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員			基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			246, 200	258, 000	262, 200	293, 800	310, 600	324, 900	348, 600	384, 200	416, 200	

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第5条関係)

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,300	218,800	276,000	319,200	365,600	408,500	462,200
	2	209,000	222,000	277,800	320,300	367,300	410,600	464,000
	3	210,700	225,200	279,500	321,400	369,000	412,700	465,800
	4	212,300	228,400	281,200	322,400	370,700	414,800	467,600
	5	213,800	231,600	282,900	323,400	372,200	416,800	469,400
	6	216,500	234,700	284,400	324,800	373,900	418,200	471,100
	7	219,200	237,800	285,800	326,400	375,600	419,600	472,800
	8	221,800	240,800	287,300	328,000	377,200	421,000	474,400
	9	224,400	243,800	288,800	329,900	378,800	422,400	475,800
	10	226,600	246,700	290,300	331,500	380,300	423,700	477,000
	11	228,700	249,500	291,700	333,100	381,800	425,000	478,200
	12	230,800	252,300	293,100	334,700	383,300	426,200	479,200
	13	232,900	255,100	294,500	336,400	384,800	427,400	480,200
	14	234,700	258,000	295,900	338,000	386,200	428,600	481,200
	15	236,500	260,800	297,300	339,600	387,500	429,800	482,200
	16	238,100	263,400	298,700	341,200	388,800	430,900	483,200
	17	239,600	266,000	300,100	342,700	390,300	431,900	483,500
	18	241,200	267,400	301,500	343,500	391,900	433,000	484,400
	19	242,800	268,800	302,800	344,300	393,500	434,100	485,300
	20	244,300	270,200	304,100	345,100	395,100	435,200	486,200
	21	245,800	271,600	305,400	345,900	396,700	436,200	487,100
	22	247,100	272,800	306,200	346,700	398,200	437,100	488,000
	23	248,300	274,000	307,000	347,500	399,600	438,000	488,900
	24	249,500	275,100	307,700	348,300	401,000	438,900	489,800
	25	250,600	276,200	308,400	349,100	402,400	439,800	490,600
	26	251,700	276,800	309,100	349,900	403,700	440,700	491,300
	27	252,800	277,300	309,800	350,700	404,900	441,600	492,000
	28	253,800	277,800	310,500	351,500	406,100	442,400	492,600
	29	254,800	278,300	311,200	352,200	407,300	442,800	493,100
	30	255,700	278,700	311,800	353,000	408,400	443,400	493,700
	31	256,600	279,100	312,400	353,800	409,400	444,000	494,300
	32	257,400	279,500	313,000	354,500	410,400	444,600	494,900
	33	258,200	279,900	313,600	355,200	410,900	445,100	495,200
	34	259,000	280,300	314,200	355,900	411,800	445,400	495,700
	35	259,800	280,700	314,800	356,600	412,700	445,900	496,200
	36	260,500	281,000	315,300	357,300	413,600	446,300	496,700
	37	261,200	281,300	315,800	358,000	414,500	446,600	497,200
	38	261,900	281,600	316,300	358,700	415,400	447,200	497,800
	39	262,600	281,900	316,800	359,300	416,300	447,800	498,100

		40	263, 200	282, 200	317, 200	360, 000	417, 200	448, 400	498, 700	
		41	263, 800	282, 500	317, 600	360, 800	418, 000	449, 000	499, 200	
		42	264, 400	282, 800	318, 000	361, 600	418, 900	449, 700		
		43	265, 000	283, 100	318, 400	362, 300	419, 800	450, 300		
		44	265, 600	283, 400	318, 800	363, 000	420, 500	450, 900		
		45	266, 200	283, 700	319, 200	363, 700	420, 700	451, 200		
		46	266, 800	284, 000	319, 600	364, 500	421, 100	451, 900		
		47	267, 400	284, 300	320, 000	365, 300	421, 500	452, 600		
		48	268, 000	284, 600	320, 400	366, 100	421, 800	453, 300		
	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	268, 600	284, 900	320, 800	366, 900	422, 100	453, 700		
		50	269, 200	285, 200	321, 200	367, 900	422, 300	454, 000		
		51	269, 800	285, 500	321, 600	368, 800	422, 700	454, 300		
		52	270, 400	285, 700	321, 900	369, 500	423, 100	454, 500		
		53	270, 900	285, 900	322, 200	370, 100	423, 400	454, 700		
		54	271, 400	286, 200	322, 500	371, 000	423, 900	454, 900		
		55	271, 900	286, 500	322, 800	371, 900	424, 500	455, 200		
		56	272, 400	286, 700	323, 100	372, 700	425, 000	455, 500		
		57	272, 900	286, 900	323, 400	373, 200	425, 600	455, 700		
		58	273, 400	287, 200	323, 700	373, 600	426, 200	456, 000		
		59	273, 900	287, 500	324, 000	373, 900	426, 700	456, 300		
		60	274, 300	287, 700	324, 200	374, 200	427, 200	456, 500		
		61	274, 700	287, 900	324, 400	374, 500	427, 800	456, 700		
		62	275, 000	288, 200	324, 700	374, 900	428, 300			
		63	275, 300	288, 500	325, 000	375, 200	428, 900			
		64	275, 500	288, 700	325, 200	375, 500	429, 500			
		65	275, 700	288, 900	325, 400	375, 700	430, 000			
		66	276, 000	289, 100	325, 700	376, 000	430, 600			
		67	276, 300	289, 300	326, 000	376, 300	431, 100			
		68	276, 500	289, 600	326, 200	376, 600	431, 700			
		69	276, 700	289, 900	326, 400	376, 900	432, 200			
		70	277, 000			377, 100	432, 700			
		71	277, 200			377, 500	433, 300			
		72	277, 400			377, 800	433, 900			
		73	277, 700			378, 100	434, 200			
		74				378, 600	434, 800			
		75				379, 100	435, 400			
		76				379, 500	435, 900			
		77				379, 900	436, 300			
		78				380, 300	436, 800			
		79				380, 800	437, 500			
		80				381, 300	438, 200			
		81				381, 700	438, 400			
		82				382, 200				
		83				382, 600				
		84				383, 000				
		85				383, 500				
		86				384, 000				
		87				384, 500				

	88				385,000			
	89				385,300			
	90				385,700			
	91				386,000			
	92				386,400			
	93				386,900			
	94				387,200			
	95				387,700			
	96				388,100			
	97				388,700			
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		219,400	225,100	255,100	284,900	326,200	355,100	402,200

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 4 (第 5 条関係)

教 育 職 給 料 表 (2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800

	22	243, 200	280, 300	354, 500	407, 300	
	23	244, 500	282, 500	356, 100	408, 700	
	24	245, 800	284, 600	357, 600	410, 000	
	25	247, 000	286, 600	359, 100	411, 600	
	26	248, 200	288, 500	360, 700	413, 000	
	27	249, 400	290, 400	362, 300	414, 300	
	28	250, 600	292, 200	363, 800	415, 700	
	29	251, 700	294, 000	365, 300	417, 100	
	30	252, 900	295, 900	366, 900	418, 400	
	31	254, 100	297, 700	368, 500	419, 900	
	32	255, 300	299, 400	370, 000	421, 400	
	33	256, 400	301, 100	371, 500	423, 000	
	34	257, 700	302, 900	373, 100	424, 400	
	35	259, 000	304, 600	374, 700	426, 000	
	36	260, 300	306, 200	376, 200	427, 500	
	37	261, 700	307, 800	377, 700	429, 200	
	38	263, 100	309, 500	379, 200	430, 700	
	39	264, 400	311, 300	380, 700	432, 300	
	40	265, 700	313, 000	382, 100	433, 900	
	41	267, 000	314, 300	383, 500	435, 400	
	42	268, 000	316, 200	385, 000	436, 900	
	43	269, 000	318, 000	386, 400	438, 100	
	44	269, 900	319, 700	387, 800	439, 300	
	45	270, 600	321, 400	389, 300	440, 500	
	46	271, 400	323, 300	390, 900	441, 800	
	47	272, 200	325, 000	392, 500	443, 000	
	48	273, 000	326, 700	393, 900	444, 200	
	49	273, 800	328, 400	395, 100	445, 300	
	50	274, 600	330, 200	396, 500	446, 500	
	51	275, 300	332, 000	397, 900	447, 700	
	52	276, 100	333, 700	399, 200	448, 900	
	53	276, 900	335, 400	400, 400	450, 100	
	54	277, 700	336, 700	401, 600	451, 300	
	55	278, 500	338, 000	402, 900	452, 500	
	56	279, 300	339, 300	404, 200	453, 700	
	57	280, 000	340, 800	405, 500	454, 800	
	58	280, 600	342, 400	406, 800	455, 400	
	59	281, 400	343, 900	408, 200	455, 900	
	60	282, 300	345, 500	409, 400	456, 400	
	61	283, 100	347, 000	410, 600	456, 900	
	62	283, 700	348, 600	412, 000		
	63	284, 500	350, 200	413, 400		
	64	285, 200	351, 700	414, 700		
	65	286, 200	353, 200	415, 900		
	66	287, 000	354, 800	417, 100		
	67	287, 800	356, 400	418, 400		
	68	288, 500	357, 900	419, 800		
	69	289, 200	359, 400	421, 100		

		70	290,000	361,000	422,300		
		71	290,800	362,600	423,300		
		72	291,500	364,100	424,500		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		73	292,200	365,600	425,700		
		74	292,900	367,200	426,800		
		75	293,600	368,800	428,000		
		76	294,200	370,300	429,000		
		77	294,800	371,800	430,100		
		78	295,500	373,200	431,100		
		79	296,200	374,600	432,100		
		80	296,800	375,900	433,100		
		81	297,400	377,200	434,000		
		82	298,100	378,600	434,800		
		83	298,800	380,000	435,600		
		84	299,500	381,300	436,400		
		85	300,200	382,400	437,100		
		86	301,000	383,800	437,500		
		87	301,700	385,100	437,900		
		88	302,400	386,400	438,300		
		89	303,100	387,600	438,700		
		90	304,000	388,900	439,000		
		91	304,800	390,000	439,300		
		92	305,600	391,200	439,500		
		93	306,100	392,400	439,800		
		94	306,900	393,500	440,100		
		95	307,700	394,700	440,400		
		96	308,500	395,900	440,600		
		97	309,200	397,300	440,800		
		98	310,000	398,300	441,100		
		99	310,800	399,300	441,400		
		100	311,500	400,300	441,600		
		101	312,300	401,200	441,800		
		102	313,200	402,200	442,100		
		103	314,100	403,300	442,400		
		104	314,900	404,400	442,600		
		105	315,500	405,100	442,800		
		106	316,300	406,000			
		107	317,100	406,900			
		108	317,900	407,800			
		109	318,600	408,600			
		110	319,000	409,400			
		111	319,400	410,200			
		112	319,900	411,000			
		113	320,400	411,600			
		114	320,800	412,300			
		115	321,300	413,000			
		116	321,700	413,700			
		117	322,200	414,300			

	118	322,700	414,800			
	119	323,100	415,200			
	120	323,600	415,500			
	121	324,100	415,800			
	122	324,500	416,100			
	123	325,000	416,400			
	124	325,500	416,600			
	125	326,100	416,800			
	126	326,400	417,100			
	127	326,700	417,400			
	128	327,000	417,600			
	129	327,200	417,800			
	130	327,500	418,100			
	131	327,800	418,400			
	132	328,000	418,600			
	133	328,200	418,800			
	134	328,400	419,100			
	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			
	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 238,500	円 279,100	円 308,200	円 336,600	円 421,900

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	

	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	
	41	265,900	294,000	378,500	398,300	
	42	267,000	295,900	379,700	399,600	
	43	268,100	297,700	380,900	400,600	
	44	269,200	299,400	382,100	401,700	
	45	270,200	301,100	383,200	402,900	
	46	271,000	302,900	384,500	404,100	
	47	271,800	304,600	385,800	405,300	
	48	272,600	306,200	387,000	406,500	
	49	273,300	307,800	387,900	407,600	
	50	274,100	309,500	389,100	408,600	
	51	274,800	311,300	390,100	409,900	
	52	275,500	313,000	391,200	411,100	
	53	276,300	314,300	392,000	412,300	
	54	277,100	316,200	393,100	413,400	
	55	277,900	318,000	394,100	414,500	
	56	278,600	319,700	395,100	415,600	
	57	279,300	321,400	396,200	416,600	
	58	280,100	323,300	397,200	417,800	
	59	280,900	325,000	398,300	419,000	
	60	281,600	326,700	399,400	420,200	
	61	282,200	328,400	400,400	420,800	
	62	282,900	330,200	401,500	421,600	
	63	283,600	332,000	402,600	422,300	
	64	284,200	333,700	403,600	422,800	
	65	284,900	335,400	404,500	423,100	
	66	285,600	336,700	405,400	423,400	
	67	286,300	338,000	406,400	423,800	
	68	287,000	339,300	407,400	424,200	
	69	287,700	340,800	408,200	424,500	
	70	288,500	342,300	409,000	424,900	
	71	289,200	343,800	409,700	425,200	
	72	289,900	345,300	410,500	425,500	
	73	290,400	346,700	411,200	425,800	
	74	291,100	348,200	411,800	426,200	
	75	291,800	349,700	412,500	426,500	
	76	292,400	351,200	413,200	426,800	
定年前	77	293,000	352,600	413,800	427,100	
再任用	78	293,700	354,100	414,500	427,400	
短時間	79	294,300	355,600	415,000	427,700	
勤務職	80	294,900	357,100	415,600	427,900	
員以外	81	295,500	358,500	416,000	428,100	
の職員	82	296,100	359,800	416,400		
	83	296,700	361,100	416,700		
	84	297,300	362,300	417,000		
	85	297,800	363,500	417,200		

	86	298,300	364,700	417,500		
	87	298,800	365,900	417,800		
	88	299,300	367,000	418,000		
	89	299,700	368,100	418,200		
	90	300,300	369,200	418,500		
	91	300,800	370,300	418,800		
	92	301,300	371,400	419,000		
	93	301,600	372,500	419,200		
	94	302,100	373,700	419,500		
	95	302,600	374,800	419,800		
	96	303,000	375,900	420,000		
	97	303,400	376,900	420,200		
	98	303,900	377,900	420,500		
	99	304,400	378,800	420,800		
	100	304,800	379,700	421,000		
	101	305,200	380,500	421,200		
	102	305,600	381,500	421,500		
	103	306,000	382,400	421,800		
	104	306,300	383,300	422,000		
	105	306,500	384,100	422,200		
	106	306,800	385,000			
	107	307,100	385,900			
	108	307,300	386,800			
	109	307,500	387,600			
	110	307,700	388,600			
	111	308,000	389,500			
	112	308,300	390,400			
	113	308,500	391,000			
	114	308,700	391,900			
	115	308,900	392,800			
	116	309,200	393,700			
	117	309,500	394,500			
	118	309,700	395,200			
	119	310,000	396,000			
	120	310,300	396,800			
	121	310,500	397,400			
	122	310,700	398,100			
	123	310,900	398,800			
	124	311,200	399,400			
	125	311,500	400,000			
	126		400,700			
	127		401,200			
	128		401,800			
	129		402,400			
	130		403,000			
	131		403,500			
	132		404,000			
	133		404,300			

	134		404,600			
	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 229,700	円 276,000	円 303,400	円 330,000	円 411,900

備考 1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,500 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 5 (第 5 条関係)

研 究 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	234,000	294,800	365,200	415,900	
	30	235,100	296,300	366,100	417,100	
	31	236,200	297,800	366,900	418,700	
	32	237,300	299,300	367,700	420,200	
	33	238,700	300,800	368,400	421,500	
	34	240,200	302,300	369,200	422,900	
	35	241,700	303,800	370,000	424,300	
	36	243,200	305,200	370,800	425,700	
	37	244,700	306,600	371,600	427,100	
	38	246,300	307,500	372,400	428,500	
	39	247,900	308,400	373,200	429,900	
	40	249,500	309,300	374,000	431,300	
	41	251,100	310,100	374,800	432,400	
	42	252,600	310,600	376,100	433,700	
	43	254,100	311,100	377,400	435,100	
	44	255,600	311,600	378,600	436,400	
	45	257,100	312,100	379,300	437,200	
	46	258,400	312,600	380,300	438,000	
	47	259,600	313,100	381,100	438,900	
	48	260,800	313,600	381,800	439,800	

		49	262,000	314,000	382,500	440,600	
		50	263,100	314,500	383,200	441,400	
		51	264,200	315,000	383,900	442,000	
		52	265,300	315,500	384,600	442,800	
		53	266,400	315,900	385,200	443,200	
		54	267,500	316,400	385,900	443,800	
		55	268,500	316,800	386,700	444,300	
		56	269,500	317,200	387,500	444,800	
		57	270,500	317,600	388,100	445,300	
		58	271,200	318,000	388,900		
	定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	59	271,800	318,400	389,600		
		60	272,400	318,800	390,300		
		61	273,000	319,200	390,900		
		62	273,600	319,800	391,600		
		63	274,200	320,400	392,300		
		64	274,800	321,000	393,000		
		65	275,400	321,500	393,700		
		66	276,000	322,000	394,400		
		67	276,600	322,700	394,900		
		68	277,200	323,300	395,600		
		69	277,800	323,800	396,300		
		70	278,500	324,400	396,800		
		71	279,200	325,000	397,400		
		72	279,900	325,600	398,000		
		73	280,500	326,100	398,500		
		74	281,200	326,800	399,100		
		75	281,900	327,500	399,700		
		76	282,600	328,200	400,200		
		77	283,200	328,900	400,700		
		78	283,900	329,600	401,200		
		79	284,600	330,300	401,700		
		80	285,200	331,000	402,400		
		81	285,800	331,700	402,800		
		82	286,500	332,500			
		83	287,200	333,200			
		84	287,800	333,800			
		85	288,400	334,300			
		86	289,100	334,800			
		87	289,800	335,200			
		88	290,400	335,600			
		89	291,000	335,900			
		90	291,700	336,400			
		91	292,400	336,800			
		92	293,000	337,200			
		93	293,600	337,500			
		94	294,300	337,900			
		95	294,900	338,300			
		96	295,500	338,700			

	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 221,800	円 263,600	円 288,600	円 331,400	円 390,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6（第5条関係）

医 療 職 給 料 表 (1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400

	8	310, 700	416, 900	467, 700	581, 400
	9	314, 100	419, 000	469, 500	583, 900
	10	317, 600	420, 500	471, 300	586, 200
	11	321, 000	422, 000	473, 100	
	12	324, 400	423, 500	474, 900	
	13	327, 800	424, 900	476, 700	
	14	331, 300	426, 400	478, 500	
	15	334, 700	427, 900	480, 300	
	16	338, 100	429, 300	482, 100	
	17	341, 500	430, 700	483, 900	
	18	344, 600	432, 200	485, 800	
	19	347, 700	433, 700	487, 700	
	20	350, 800	435, 100	489, 600	
	21	354, 000	436, 500	491, 500	
	22	357, 100	438, 000	493, 200	
	23	360, 200	439, 500	495, 000	
	24	363, 200	440, 900	496, 800	
	25	366, 200	442, 300	498, 400	
	26	368, 500	443, 700	500, 200	
	27	370, 800	445, 100	502, 000	
	28	373, 000	446, 500	503, 600	
	29	374, 900	447, 900	505, 000	
	30	376, 600	449, 300	506, 700	
	31	378, 300	450, 700	508, 500	
	32	380, 100	452, 100	510, 200	
	33	381, 900	453, 500	511, 700	
	34	383, 700	454, 900	513, 000	
	35	385, 300	456, 300	514, 300	
	36	386, 700	457, 700	515, 600	
	37	388, 100	459, 100	516, 600	
	38	389, 600	460, 800	517, 900	
	39	391, 100	462, 400	519, 200	
	40	392, 600	464, 000	520, 500	
	41	394, 100	465, 600	521, 500	
	42	394, 800	466, 800	522, 300	
	43	395, 400	468, 000	523, 100	
	44	396, 100	469, 100	523, 900	
	45	397, 000	470, 100	524, 800	
	46	397, 600	471, 100	525, 600	
定年前	47	398, 200	472, 000	526, 400	
再任用	48	398, 800	472, 800	527, 100	
短時間	49	399, 400	473, 500	527, 900	
勤務職	50	399, 900	474, 200	528, 700	
員以外	51	400, 400	474, 900	529, 400	
の職員	52	400, 900	475, 500	530, 300	
	53	401, 400	476, 200	531, 200	
	54	401, 800	476, 900	532, 000	
	55	402, 200	477, 500	532, 900	

	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800

	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400	
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700	
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000	
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300	
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500	
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800	
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100	

	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400		
定年	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600		
前再	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000			
任用	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700			
短時	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300			
間勤									
務職	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700			
員以	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200			
外の	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800			
職員	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400			
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800			
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300			
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800			
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300			
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900			
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400			
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000			
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600			
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100			
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600			
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100			
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600			
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900			
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400			
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800			
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200			
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600			
	78	254,800	291,900	328,600	349,900				
	79	255,100	292,200	329,000	350,100				
	80	255,300	292,500	329,500	350,400				
	81	255,500	292,800	330,000	350,900				
	82	255,800	293,100	330,400	351,200				
	83	256,100	293,400	330,600	351,500				
	84	256,300	293,700	330,900	351,800				
	85	256,500	293,900	331,300	352,200				
	86		294,100	331,700	352,500				
	87		294,300	332,000	352,800				
	88		294,500	332,300	353,100				
	89		294,900	332,600	353,500				
	90		295,100	332,800	353,800				
	91		295,300	333,200	354,100				
	92		295,500	333,500	354,400				
	93		295,900	333,700	354,700				
	94		296,100	334,000	355,100				
	95		296,300	334,300	355,500				
	96		296,600	334,600	355,900				
	97		296,900	334,800	356,400				
	98		297,100	335,100	356,800				
	99		297,300	335,400	357,200				

	100		297, 600	335, 600	357, 600			
	101		297, 900	335, 800	358, 100			
	102		298, 100	336, 000				
	103		298, 300	336, 400				
	104		298, 600	336, 600				
	105		298, 900	336, 800				
	106			337, 200				
	107			337, 600				
	108			338, 000				
	109			338, 200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 193, 000	円 219, 600	円 248, 100	円 261, 700	円 287, 300	円 328, 400	円 371, 000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207, 700	240, 600	281, 800	295, 200	319, 300	362, 000
	2	209, 600	242, 800	282, 300	295, 800	320, 300	363, 700
	3	211, 400	245, 000	282, 800	296, 400	321, 300	365, 400
	4	213, 100	247, 200	283, 300	296, 900	322, 300	367, 100
	5	214, 800	249, 400	283, 800	297, 400	323, 300	368, 900
	6	216, 700	250, 400	284, 300	298, 000	324, 500	370, 900
	7	218, 500	251, 300	284, 800	298, 600	325, 700	372, 900
	8	220, 200	252, 200	285, 300	299, 100	326, 900	374, 900
	9	221, 900	253, 100	285, 800	299, 600	328, 000	376, 600
	10	223, 900	254, 300	286, 300	300, 200	329, 200	378, 700
	11	225, 800	255, 400	286, 800	300, 800	330, 300	380, 800
	12	227, 700	256, 300	287, 300	301, 300	331, 400	382, 800
	13	229, 600	257, 100	287, 800	301, 800	332, 500	384, 700
	14	231, 600	257, 800	288, 300	302, 500	333, 700	386, 300
	15	233, 600	258, 500	288, 800	303, 200	334, 800	388, 100
	16	235, 600	259, 400	289, 300	303, 900	335, 900	389, 900
	17	237, 600	260, 500	289, 800	304, 600	337, 000	391, 600
	18	239, 600	261, 600	290, 300	305, 500	338, 200	393, 300
	19	241, 700	262, 700	290, 800	306, 400	339, 300	395, 200
	20	243, 700	263, 800	291, 300	307, 300	340, 400	396, 900
	21	245, 600	264, 900	291, 800	308, 100	341, 500	398, 600

22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	

	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
	86	286,100	312,900	350,700	369,600		
	87	286,600	313,900	351,500	370,200		
	88	287,100	314,900	352,300	370,700		
	89	287,600	315,800	352,900	371,000		
	90	288,100	316,900	353,500	371,500		
	91	288,600	317,900	354,100	371,900		
	92	289,100	318,900	354,700	372,200		
	93	289,600	319,700	355,100	372,800		
	94	290,200	320,400	355,500	373,300		
	95	290,800	321,100	356,000	373,800		
	96	291,400	321,700	356,400	374,300		
	97	292,000	322,200	356,900	374,900		
	98	292,500	322,500	357,300	375,400		
	99	293,000	323,100	357,800	375,900		
	100	293,500	323,700	358,200	376,300		
	101	294,000	324,100	358,500	376,900		
	102	294,500	324,700	359,000	377,400		
	103	295,000	325,300	359,400	377,900		
	104	295,400	325,800	359,700	378,400		
	105	295,800	326,200	360,100	379,000		
	106	296,300	326,700	360,600	379,400		
	107	296,800	327,200	361,100	379,900		
	108	297,100	327,700	361,600	380,400		
	109	297,300	328,100	362,100	381,000		
	110	297,600	328,500	362,600			
	111	297,800	328,800	363,100			
	112	298,100	329,100	363,500			
	113	298,400	329,400	363,900			
	114	298,600	329,800	364,300			
	115	298,900	330,100	364,800			
	116	299,100	330,400	365,300			
	117	299,400	330,600	365,700			

	118	299,700	330,900	366,200			
	119	300,000	331,200	366,700			
	120	300,300	331,400	367,200			
	121	300,600	331,600	367,500			
	122	301,000	331,900				
	123	301,300	332,200				
	124	301,600	332,500				
	125	301,800	332,700				
	126	302,000	333,000				
	127	302,300	333,400				
	128	302,700	333,600				
	129	302,900	333,800				
	130	303,200	334,000				
	131	303,600	334,400				
	132	304,000	334,600				
	133	304,200	334,900				
	134	304,500	335,300				
	135	304,800	335,700				
	136	305,100	336,100				
	137	305,300	336,400				
	138	305,600	336,800				
	139	305,900	337,200				
	140	306,200	337,600				
	141	306,400	337,900				
	142	306,800	338,300				
	143	307,200	338,600				
	144	307,500	339,000				
	145	307,700	339,300				
	146	307,900	339,700				
	147	308,200	340,100				
	148	308,600	340,500				
	149	308,800	340,800				
	150	309,000	341,200				
	151	309,300	341,600				
	152	309,600	342,000				
	153	310,000	342,300				
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					

	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300	円 331,900

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 6 条第 2 号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」に改める。

第 7 条第 1 号中「有料の道路」の次に「（以下この条において「交通機関等」という。）」を加える。

第20条の 2 第 1 項中「、第 6 条、第 8 条」を削る。

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「、第 3 項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第 4 項とする。

第 9 条第 1 項中「第28条」を「第28条の 2」に改め、同条第 2 項中「及び第27条第 2 項」を「、第27条第 2 項及び第28条第 2 項第 1 号」に、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、給与条例第28条第 2 項第 1 号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

(沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第 4 条 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第11条中「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

附則第14条第 7 項中「、第12条、第14条、第15条及び第17条から第20条まで」を「及び第12条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において沖縄県職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第 1 から別表第 6 までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の給与条例（以下「第 1 条改正後給与条例」という。）第12条の規定の適用については、同条第 1 項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に

と、同条第 3 項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とすある者を含む。）」

る」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

- 5 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間においては、第 2 条の規定による改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 4 条の規定にかかわらず、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主としてその現業職員の扶養を受けているものを扶養親族とみなして、扶養手当を支給する。

（令和10年 3 月 31 日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 6 切替日から令和10年 3 月 31 日までの間における地域手当の月額は、第 1 条改正後給与条例第13条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

- 7 人事委員会は、前項前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区分等」という。）が令和10年 4 月 1 日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

- 8 切替日から令和10年 3 月 31 日までの間における給与条例第14条の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年沖縄県条例第 7 号）附則第 6 項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 9 第 1 条改正後給与条例第16条第 4 項及び第16条の 2 第 3 項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 10 切替日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の 4 第 1 項の規定により採用された職員をいう。）及び暫定再任用職員（法附則第 9 条第 6 項の規定により採用された職員をいう。）（以

下この項において「再任用職員」という。) に対して適用されることとなる給与条例第18条及び第20条の規定は、切替日以後に第18条第1項又は第20条第1項に規定する異動をした再任用職員若しくは切替日以後に第18条第1項又は第20条第1項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

(人事委員会規則への委任)

- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

(沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 12 沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第24条の表第28条の2第1項第1号、第29条第1項第1号、第30条第1項第1号及び第34条の2第1項の項中「、第30条第1項第1号及び第34条の2第1項」を「及び第30条第1項第1号」に改め、同表に次のように加える。

第34条の2第1項	第11条及び第12条	第11条、第12条、第14条、第15条及び第17条から第20条まで
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

(沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 13 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「から給与条例第12条の規定により当該職員が受けることとなる同条第3項に規定する扶養手当の額（配偶者に係る部分に限る。）を減じた額」を削る。

(令和8年3月31日までの間における外国勤務手当を受ける職員の扶養手当に関する経過措置)

- 14 切替日から令和8年3月31日までの間における前項の規定による改正後の特殊勤務手当条例第51条の規定の適用については、同条第2項中「配偶者手当の額」とあるのは「配偶者手当の額から沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年沖縄県条例第7号）附則第4項の規定により読み替えられた給与条例第12条の規定により当該職員が受けることとなる同条第3項に規定する扶養手当の額（配偶者に係る部

分に限る。)を減じた額」とする。

附則別表 号給の切替表（附則第 2 項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		

53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						

113	109					
-----	-----	--	--	--	--	--

イ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	

56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					

116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ウ 海事職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	1 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	2	1	1	1
7	1	3	1	1	1
8	1	4	1	1	1
9	1	5	1	1	1
10	1	6	2	1	1
11	1	7	3	1	1
12	1	8	4	1	1
13	1	9	5	1	1
14	2	10	6	2	1
15	3	11	7	3	1
16	4	12	8	4	1
17	5	13	9	5	1
18	6	14	10	6	2
19	7	15	11	7	3
20	8	16	12	8	4
21	9	17	13	9	5
22	10	18	14	10	6
23	11	19	15	11	7
24	12	20	16	12	8
25	13	21	17	13	9
26	14	22	18	14	10
27	15	23	19	15	11
28	16	24	20	16	12
29	17	25	21	17	13
30	18	26	22	18	14
31	19	27	23	19	15
32	20	28	24	20	16
33	21	29	25	21	17
34	22	30	26	22	18
35	23	31	27	23	19
36	24	32	28	24	20
37	25	33	29	25	21
38	26	34	30	26	22
39	27	35	31	27	23
40	28	36	32	28	24
41	29	37	33	29	25
42	30	38	34	30	26
43	31	39	35	31	27
44	32	40	36	32	28
45	33	41	37	33	29
46	34	42	38	34	30

47	35	43	39	35	31
48	36	44	40	36	32
49	37	45	41	37	33
50	38	46	42	38	34
51	39	47	43	39	35
52	40	48	44	40	36
53	41	49	45	41	37
54	42	50	46	42	38
55	43	51	47	43	39
56	44	52	48	44	40
57	45	53	49	45	41
58	46	54	50	46	
59	47	55	51	47	
60	48	56	52	48	
61	49	57	53	49	
62	50	58	54	50	
63	51	59	55	51	
64	52	60	56	52	
65	53	61	57	53	
66	54	62	58	54	
67	55	63	59	55	
68	56	64	60	56	
69	57	65	61	57	
70	58	66	62	58	
71	59	67	63	59	
72	60	68	64	60	
73	61	69	65	61	
74	62	70	66		
75	63	71	67		
76	64	72	68		
77	65	73	69		
78	66	74	70		
79	67	75	71		
80	68	76	72		
81	69	77	73		
82	70	78	74		
83	71	79	75		
84	72	80	76		
85	73	81	77		
86		82	78		
87		83	79		
88		84	80		
89		85	81		
90		86			
91		87			
92		88			
93		89			
94		90			
95		91			
96		92			
97		93			
98		94			
99		95			
100		96			
101		97			

エ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1

2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	

62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

オ 教育職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

職 務 の 級			
旧号給	特2級	3級	4級

1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	

61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

カ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

職 務 の 級

旧号給	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10

60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

キ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1

27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	

87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ク 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29

46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			

106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

ケ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36

49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		

109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第 8 号

沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

5 令和 6 年12月に支給する知事及び副知事の期末手当に関する第 7 条の規定の適用については、同条中「100分の167.5」とあるのは、「100分の162.5」とする。

第 2 条 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第 4 条 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等給与条例」という。）の規定及び第 3 条の規定による改正後の沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の秘書給与条例」という。）の規定は、令和 6 年12月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の知事等給与条例又は改正後の秘書給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例又は第 3 条の規定による改正前の沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の知事等給与条例又は改正後の秘書給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第 9 号

沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年沖縄県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第27条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第10号

情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(沖縄県都市公園条例の一部改正)

第 1 条 沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第11条の3第1項中「次に掲げる」を「前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して6月間、インターネットを利用する」に改め、同項各号を削る。

第11条の6中「所有者等に」を「所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に」に改める。

(沖縄県希少野生動植物保護条例の一部改正)

第 2 条 沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第37条第4項中「その通知に」を「その通知の内容をその通知に」に、「その通知の内容を掲示」を「掲示し、及びインターネットを利用する方法により公表」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の沖縄県都市公園条例第11条の 3 の規定は、この条例の施行の日以後にする公示について適用し、同日前にした公示については、なお従前の例による。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第11号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 工芸振興センター使用料の項中「1,700円」を「1,840円」に、「680円」を「1,020円」に改める。

別表第 2 工芸振興センター手数料の項中「1,590円」を「1,780円」に、「1,410円」を「1,600円」に、「1,790円」を「2,180円」に、「14,650円」を「15,090円」に改め、同表衛生環境研究所手数料の項中

水質の試験（生物、細菌等の試験は除く。）	水道法（昭和32年法律第177号）第 4 条の水質基準による飲料水理化学検査		1 件につき	177,490円	を
	水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条第 1 項第 3 号イ本文の検査		1 件につき	5,030円	
	温泉の試験	中分析試験 小分析試験	1 件につき 同	74,750円 22,030円	に、
水質の試験（生物、細菌等の試験は除く。）	温泉の試験	中分析試験 小分析試験	1 件につき 同	74,750円 22,030円	

「	定量試験 簡易なもの 普通なもの	1 項目につき 同	1,000円 2,330円	を
」				

「	定量試験 普通なもの	1 項目につき	2,330円	に改める。
」				

別表第 3 汚染土壌処理業許可証書換え交付手数料の項及び汚染土壌処理業許可証再交付手数料の項中「第14条第 2 項」を「第17条第 2 項」に改め、同表家畜検査手数料の項中「6,000円」を「9,000円」に、「100円」を「150円」に、「15円」を「20円」に改め、同表家畜の注射又は薬浴の手数料の項中「15円」を「20円」に、「900円」を「1,350円」に、「236円」を「350円」に改め、同表転飼許可申請手数料の項中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改め、同表漁業許可申請手数料の項中「2,900円」を「3,100円」に改め、同表知事許可漁業の変更許可申請手数料の項中「2,400円」を「2,600円」に改め、同表漁業免許申請手数料の項中「3,700円」を「4,400円」に改め、同表団体漁業権共有認可申請手数料の項中「3,700円」を「4,500円」に改め、同表漁業権分割変更免許申請手数料の項中「2,500円」を「3,000円」に改め、同表休業中の漁業許可申請手数料の項中「2,500円」を「2,700円」に改め、同表特定漁業許可申請手数料の項中「2,900円」を「3,100円」に改め、同表特定許可漁業の変更許可申請手数料の項中「2,400円」を「2,600円」に改め、同表免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料の項中「520円」を「540円」に改め、同表漁船登録申請手数料の項中「4,600円」を「5,200円」に改め、同表漁船登録票再交付手数料の項中「2,400円」を「2,700円」に改め、同表漁船検認手数料の項中「3,600円」を「3,800円」に改め、同表漁船登録変更申請手数料の項中「3,400円」を「3,700円」に、「3,700円」を「4,000円」に、「4,000円」を「4,300円」に改め、同表漁船登録謄本交付手数料の項中「440円」を「580円」に改め、同表小型漁船総トン数測度手数料の項中「にあっては 1 隻につき 9,900円」を「にあっては 1 隻につき 10,400円」に、「にあっては、1 隻につき 9,900円」を「にあっては、1 隻につき 10,000円」に改め、同表遊漁船業務主任者講習会受講手数料の項中「第10条第 1 項第 3 号」を「第14条第 1 項第 3 号」に改め、同表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項を次のように改める。

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（住宅以外の用途に供する部分については建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。）又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「評価機関等」という。）による審査を受けた部分に係るものを除く。）	認定申請された建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（同条第7項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあっては同条例別表第2の表に掲げる額を加えた額）を加算した額） ア 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国
---------------------------	---	---

土交通省令第1号)第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合
215,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 269,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合
347,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合
494,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合
608,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合
719,000円

			(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 820,000円 イ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合） (7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 83,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 106,000円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 139,000円 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 223,000円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 317,000円
--	--	--	--

			トル未満の場合 291,000円 (カ) 床面積の合計 が10,000平方 メートル以上2 5,000平方メー トル未満の場合 349,000円 (キ) 床面積の合計 が25,000平方 メートル以上の 場合 410,000 円 ウ 住宅部分（共同 住宅等に係るもの を除く。）（建築 物エネルギー消費 性能基準等を定め る省令第10条第2 号イ(1)及びロ(1)に 定める基準への適 合に関するもの として申請する場 合) (ア) 床面積の合計 が200平方メー トル未満の場合 34,000円 (イ) 床面積の合計 が200平方メー トル以上の場合 38,000円 エ 住宅部分（共同 住宅等に係るもの を除く。）（建築 物エネルギー消費 性能基準等を定め る省令第10条第2 号イ(2)及びロ(2)に 定める基準への適
--	--	--	---

			合に関するものとして申請する場合) (7) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 18,000円 (4) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 19,000円 オ 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合) (7) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 26,000円 (4) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 28,000円 カ 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものと
--	--	--	---

			して申請する場合) (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 66,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 110,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 186,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 265,000円 キ 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合) (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 33,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メー
--	--	--	---

			トル以上2,000平方メートル未満の場合 55,000円 (㉞) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 98,000円 (㉟) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 148,000円 ク 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合） (㊱) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 49,000円 (㊲) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 82,000円 (㊳) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,
--	--	--	---

		000平方メートル未満の場合 142,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 206,000円
--	--	--

別表第3 評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の項を次のように改める。

評価機関等による審査を受けた建築物の部分に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けた部分に係るものに限る。）	認定申請された建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（同条第7項の適合
---	---	---

			判定通知書又はその 写しを提出するとき を除く。) にあつて は同条例別表第2の 表に掲げる額を加え た額) を加算した 額) ア 非住宅部分 (7) 床面積の合計 が300平方メー トル未満の場合 11,000円 (イ) 床面積の合計 が300平方メー トル以上1,000 平方メートル未 満の場合 17,0 00円 (ウ) 床面積の合計 が1,000平方 メートル以上2, 000平方メート ル未満の場合 27,000円 (エ) 床面積の合計 が2,000平方 メートル以上5, 000平方メート ル未満の場合 77,000円 (オ) 床面積の合計 が5,000平方 メートル以上1 0,000平方メー トル未満の場合 121,000円 (カ) 床面積の合計 が10,000平方 メートル以上2 5,000平方メー
--	--	--	--

			トル未満の場合 152,000円 (キ) 床面積の合計 が25,000平方 メートル以上の 場合 190,000 円 イ 住宅部分（共同 住宅等に係るもの を除く。） (ア) 床面積の合計 が200平方メー トル未満の場合 6,000円 (イ) 床面積の合計 が200平方メー トル以上の場合 6,000円 ウ 住宅部分（共同 住宅等に係るもの に限る。） (ア) 床面積の合計 が300平方メー トル未満の場合 11,000円 (イ) 床面積の合計 が300平方メー トル以上2,000 平方メートル未 満の場合 21,0 00円 (ウ) 床面積の合計 が2,000平方 メートル以上5, 000平方メート ル未満の場合 44,000円 (エ) 床面積の合計 が5,000平方 メートル以上の
--	--	--	---

場合 77,000円

別表第 3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項を次のように改める。

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第54条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けた部分に係るものを除く。）

認定申請された建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第 2 項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例別表第 1 の 1 の表に掲げる額（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第 1 の 2 の表に掲げる額を加えた額、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（同条第 7 項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあっては同条例別表第 2 の表に掲げる額を加えた額）を加算した額）

ア 非住宅部分（建築物エネルギー消

				費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合) (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 107,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 134,500円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 173,500円 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 247,000円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 304,000円 (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合
--	--	--	--	---

			359,500円
			(キ) 床面積の合計 が25,000平方 メートル以上の 場合 410,000 円
			イ 非住宅部分（建 築物エネルギー消 費性能基準等を定 める省令第10条第 1号イ(2)及びロ(2) に定める基準への 適合に関するもの として申請する場 合)
			(7) 床面積の合計 が300平方メー トル未満の場合 41,500円
			(イ) 床面積の合計 が300平方メー トル以上1,000 平方メートル未 満の場合 53,0 00円
			(7) 床面積の合計 が1,000平方 メートル以上2, 000平方メー トル未満の場合 69,500円
			(エ) 床面積の合計 が2,000平方 メートル以上5, 000平方メー トル未満の場合 111,500円
			(カ) 床面積の合計 が5,000平方 メートル以上1

			0,000平方メートル未満の場合 145,500円 (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 174,500円 (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 205,000円 ウ 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合） (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 17,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 19,000円 エ 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に
--	--	--	---

			定める基準への適合に関するものとして申請する場合) (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 9,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 9,500円 オ 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合) (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 13,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 14,000円 カ 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適
--	--	--	---

			合に関するものとして申請する場合) (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 33,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 55,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 93,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 132,500円 キ 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合) (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 16,500円 (イ) 床面積の合計
--	--	--	---

			が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,500円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 49,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 74,000円 ク 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合） (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 24,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 41,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,
--	--	--	--

		000平方メートル未満の場合 71,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 103,000円
--	--	---

別表第3評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料の項を次のように改める。

評価機関等による審査を受けた建築物の部分に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けた部分に係るものに限る。）	認定申請された建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（同条第7項の適合
---	--	---

			判定通知書又はその写しを提出するときを除く。) にあつては同条例別表第2の表に掲げる額を加えた額) を加算した額) ア 非住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 5,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 8,500円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 13,500円 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 38,500円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 60,500円 (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 80,500円	
--	--	--	---	--

			トル未満の場合 76,000円 (キ) 床面積の合計 が25,000平方 メートル以上の 場合 95,000円 イ 住宅部分（共同 住宅等に係るもの を除く。） (ア) 床面積の合計 が200平方メー トル未満の場合 3,000円 (イ) 床面積の合計 が200平方メー トル以上の場合 3,000円 ウ 住宅部分（共同 住宅等に係るもの に限る。） (ア) 床面積の合計 が300平方メー トル未満の場合 5,500円 (イ) 床面積の合計 が300平方メー トル以上2,000 平方メートル未 満の場合 10,5 00円 (ウ) 床面積の合計 が2,000平方 メートル以上5, 000平方メート ル未満の場合 22,000円 (エ) 床面積の合計 が5,000平方 メートル以上の 場合 38,500円
--	--	--	--

別表第 3 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項中「第12条第 1 項」を「第11条第 1 項」に、「第13条第 2 項」を「第12条第 2 項」に改め、「（平成28年経済産業省・国土交通省令第 1 号）」を削り、「定める額」の次に「を合算した額」を加え、同項ア中「建築物エネルギー消費性能基準等」の前に「非住宅部分（」を加え、「を除く。）」を「を除く。））」に改め、同項イ中「建築物エネルギー消費性能基準等」の前に「非住宅部分（」を加え、「を除く。）」を「を除く。））」に改め、同項ウ中「建築物エネルギー消費性能基準等」の前に「非住宅部分（」を加え、「第35条第 1 項」を「第30条第 1 項」に、「第34条第 3 項」を「第29条第 3 項」に、「に限る。）」を「に限る。））」に改め、同項ウの次に次のように加える。

エ 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの）

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 34,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 38,000円

オ 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの）

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 18,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 19,000円

カ 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの）

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 26,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 28,000円

キ 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの）

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 66,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 110,000円

(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 186,000円

(ハ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 265,000円

ク 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 33,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 55,000円

(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 98,000円

(ハ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 148,000円

ケ 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 49,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 82,000円

(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 142,000円

(ハ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 206,000円

別表第3 建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料の項中「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、「定める額」の次に「を合算した額」を加え、同項ア中「建築物エネルギー消費性能基準等」の前に「非住宅部分（」を加え、「を除く。）」を「を除く。））」に改め、同項イ中「建築物エネルギー消費性能基準等」の前に「非住宅部分（」を加え、「を除く。）」を「を除く。））」に改め、同項ウ中「建築物エネルギー消費性能基準等」の前に「非住宅部分（」を加え、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「に限る。）」を「に限る。））」に改め、同項ウの次に次のように加える。

エ 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの）

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 17,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 19,000円

オ 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの）

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 9,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 9,500円

カ 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの）

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 13,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 14,000円

キ 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの）

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 33,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 55,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 93,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 132,500円

ク 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの）

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 16,500円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,500円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 49,000円

円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 132,500円

ク 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 16,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,500円

(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 49,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 74,000円

ケ 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 24,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 41,000円

(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 71,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 103,000円

別表第3 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更の該当証明書交付手数料の項中「第11条」を「第13条」に改め、「定める額」の次に「を合算した額」を加え、同項ア中「建築物エネルギー消費性能基準等」の前に「非住宅部分（」を加え、「係るもの」を「係るもの）」に改め、同項イ中「建築物エネルギー消費性能基準等」の前に「非住宅部分（」を加え、「係るもの」を「係るもの）」に改め、同項イの次に次のように加える。

ウ 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合することが明らかな変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの）

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 17,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 19,000円

エ 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等

を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することが明らかな変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの)

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 9,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 9,500円

オ 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することが明らかな変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの)

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 13,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 14,000円

カ 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合することが明らかな変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 33,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 55,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 93,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 132,500円

キ 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することが明らかな変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 16,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 49,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 74,000円

ク 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することが明らかな変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 24,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 41,000円

(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 71,000円

(ハ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 103,000円

別表第3建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項ア中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同項ア(ロ)及び(ハ)中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同項ア(ロ)中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同項ア(ロ)を同項ア(ハ)とし、同項ア(ロ)中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同項ア(ロ)を同項ア(ロ)とし、同項ア(ハ)の次に次のように加える。

(ロ) 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

a 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 26,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 28,000円

別表第3建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項アに次のように加える。

(ロ) 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 49,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 82,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 142,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 206,000円

別表第3建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項イ中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同項イ(ロ)及び(ハ)中「共同住宅」を「共同住宅等」に

改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項ア中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同項ア(ウ)及び(エ)中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同項ア(カ)中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同項ア(カ)を同項ア(キ)とし、同項ア(ハ)中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同項ア(ハ)を同項ア(カ)とし、同項ア(エ)の次に次のように加える。

(オ) 住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

a 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 13,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 14,000円

別表第3 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項アに次のように加える。

(カ) 住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 24,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 41,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 71,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 103,000円

別表第3 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項イ中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同項イ(ウ)及び(エ)中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項及び評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 汚染土壌処理業許可証書換え交付手数料の項及び同表汚染土壌処理業許可証再交付手数料の項の改正規定、同表転飼許可申請手数料の項の改正規定及び同表遊漁船業務主任者講習会受講手数料の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた申請に係るものから適用し、同日前になされた申請に係るものについては、なお従前の例による。

沖縄県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第12号

沖縄県証紙条例の一部を改正する条例

沖縄県証紙条例（昭和47年沖縄県条例第94号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第 3 条第 1 項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項」に、「第 2 条第 6 号」を「第 3 条第 8 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第13号

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表附属設備の項中「2,130円」を「370円」に改め、別表の3の表大型プリンターの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第14号

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第78号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第6号及び第25条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書及び同項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

（沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第80号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項ただし書及び同項第 5 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第46条第 1 項ただし書及び同項第 5 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 3 項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

（沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 4 条 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項ただし書中「社会福祉施設等の栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を、「第 4 号の栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第11項ただし書中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第 5 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 5 条 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）の一部を次のように改正する。

第28条第 1 項及び第58条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第67条第 5 号中「規定するもの」を「規定する肢体不自由」に改める。

第68条第 1 項、第 3 項及び第 8 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第82条第 1 項及び同項第 1 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 8 項中「第 6 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 5 項とする。

第92条第 1 項及び第100条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 6 条 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第148条第 1 項ただし書中「指定介護予防短期入所生活介護事業者」の次に「（指定介護予防サービス等基準条例第130条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）」を、「事業と指定介護予防短期入所生活介護」の次に「（指定介護予防サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介

護をいう。以下同じ。)」を、「第164条において同じ。)」の次に「が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であつて、利用者」を、「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項中「（指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）」及び「（指定介護予防サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）」を削る。

第183条第1項ただし書及び同項第3号並びに第190条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第7条 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第130条第1項ただし書及び同項第4号、第167条第1項ただし書及び同項第3号並びに第174条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第8条 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書及び同項第3号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第27条第1項中「次条第1項」を「第28条第1項」に改める。

（沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第9条 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成17年法律第123号」の次に「。以下「障害者総合支援法」とい

う。」を加える。

第 5 条第 1 項ただし書及び同項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第23条第 1 項中「前条」を「前 2 条」に改める。

(沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第10条 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第88条第 4 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第123条中「から第31条まで」を「、第30条、第31条第 4 項」に改める。

第198条の 2 第 3 項中「定着に必要な援助」を「定着に必要な援助を」に改める。

(沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第11条 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第38条第 5 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第45条第 4 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第13条 沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第30条第 5 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第14条 沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 6 年沖縄県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項第 3 号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第15号

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第50条第 1 項中「第 5 条第18項」を「第 5 条第19項」に改める。

(沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 2 条 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第47条第 1 項中「第 5 条第18項」を「第 5 条第19項」に改める。

(沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 3 条 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第29号)の一部を次のように改正する。

目次中「第10章 就労移行支援」を

「第 9 章の 2 就労選択支援

第 1 節 基本方針(第161条の 2)

第 2 節 人員に関する基準(第161条の 3・第161条の 4) に改める。

第 3 節 設備に関する基準(第161条の 5)

第 4 節 運営に関する基準(第161条の 6―第161条の 9)

第10章 就労移行支援

」

第 3 条第 1 項中「第 7 章」を「第 8 章」に改める。

第 9 章の次に次の 1 章を加える。

第 9 章の 2 就労選択支援

第 1 節 基本方針

第161条の 2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第 6 条の 7 の 2 に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第 6 条の 7 の 3 に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第 6 条の 7 の 4 に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

（従業員の配置の基準）

第161条の 3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に、就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を規則で定める基準により置かなければならない。

（準用）

第161条の 4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

第161条の 5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第 4 節 運営に関する基準

（実施主体）

第161条の 6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去 3 年以内に当該事業者の事業所の 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第161条の 7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第 6 条の 7 の 3 に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。
- 4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第161条の 8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の 3 第 1 項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第161条の 9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の 2、第36条の 2 から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条（第60条第 1 項に規定する療養介護計画を除く。）、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条及び第157条の 2 の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第 1 項中「第32条」とあるのは「第161条の 9 において準用する第91条」と、第21条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第161条の 9 において準用する第146条第 1 項」と、第24条第 2 項中「第22条第 2 項」とあるのは「第161条の 9 において準用する第146条第 2 項」と、第59条第 1 項中「次条第 1 項に

規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第161条の9において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（規則で定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（規則で定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第171条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第171条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第185条中「第146条及び」を「第146条、」に改め、「第147条」の次に「及び第171条の2」を加える。

第190条及び第194条中「第147条」の次に「、第171条の2」を加える。

（沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条—第60条）」を
第5章の2 就労
（生活訓練）（第56条—第60条）
選択支援（第60条の2—第60条の8）」に改める。

第3条第1項中「次章から」の次に「第5章まで及び第6章から」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

（基本方針）

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与する

ものでなければならない。

(規模)

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第60条の4 就労選択支援事業者は、就労選択支援事業所に、次に掲げる職員を規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 管理者

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）

(実施主体)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求める

ものとする。

- 4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第60条の 7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 就労選択支援事業者は、法第89条の 3 第 1 項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

(準用)

第60条の 8 第 8 条、第 9 条（第17条第 1 項に規定する療養介護計画を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の 2 まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第16条第 1 項中「次条第 1 項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは、「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第68条の次に次の 1 条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の 2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第84条中「及び第53条」を「、第53条及び第68条の 2」に改める。

第87条中「第53条」の次に「、第68条の 2」を加える。

附 則

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第104号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第16号

沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

(定義)

第3条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準と一時保護施設)

第4条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

第5条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及び入所して

いる児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第 6 条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第 7 条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 8 条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(入所した児童を平等に取り扱う原則)

第 9 条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第10条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

- 2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

（児童の権利の制限）

第11条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

- 2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第12条 一時保護施設においては、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

（児童の所持品等）

第13条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

- 2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

- 3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。

（虐待等の禁止）

第14条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（業務継続計画の策定等）

第15条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するよう努めなければならない。

- 3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第16条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第29条第2項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第29条第2項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。次号において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。
- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。
- (5) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (6) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- (7) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (8) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。
- (9) 第1号に規定する設備について、規則で定める基準を満たすこと。

(一時保護施設における職員の一般的要件)

第17条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等)

第18条 一時保護施設の職員は、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 知事は、一時保護施設の職員の資質向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第19条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。第22条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 前項に規定する職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(夜間の職員配置)

第20条 一時保護施設には、夜間、職員を置かなければならない。

- 2 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

- 3 第1項に規定する職員の員数の基準は、規則で定める。

(一時保護施設の管理者等)

第21条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

- 2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

- 3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。

- 4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第22条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設（他の都道府県の区域内に所在する養成施設にあつては、当該都道府県の知事の指定するもの）を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であつて、知事が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認めたもの

- 2 知事が行う前項第 1 号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（心理療法担当職員の資格）

第23条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第24条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

- 2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を 2 人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ 1 人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第25条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

- 2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第26条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めなければならない。

- 2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第27条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第25条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第28条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第29条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに

に、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

- 2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第30条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

- 2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

- 3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

- 5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第31条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第32条 一時保護施設においては、入所する児童の支援に関する事項その他施設の管理についての重要事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

(一時保護施設に備える帳簿)

第33条 一時保護施設においては、入所している児童の処遇の状況を明らかにした帳簿を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第34条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第35条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第36条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(規則への委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

2 令和 8 年 3 月 31 日までの間は、第21条第 3 項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の 3 第 2 項第 6 号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第17号

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第89号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 6 条第 1 号中「第15条の 2」を「第15条の 3 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第18号

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号の表中「7,580円」を「11,370円」に、「15,160円」を「22,740円」に、「2,080円」を「3,120円」に、「9,240円」を「13,860円」に、「18,500円」を「27,750円」に、「2,540円」を「3,810円」に、「12,580円」を「18,870円」に、「25,160円」を「37,740円」に、「3,460円」を「5,190円」に、「52,100円」を「78,150円」に、「104,200円」を「156,300円」に、「14,320円」を「21,480円」に、「90円」を「130円」に、「900円」を「1,300円」に、

「 1 人 1 回につき

160円

を

「 1 人 1 回

につき 240円 に、「1,600円」を「2,400円」に、「410円」を「610円」に、「4

30円」を「640円」に、「180円」を「270円」に、

「

シャワー ルーム	1 回につき	100円
-------------	--------	------

」を

「

シャワー ルーム	1 回につき	150円
-------------	--------	------

」に

改め、同項第 2 号の表中「1,720円」を「2,580円」に、「3,440円」を「5,160円」に、「470円」を「700円」に、「820円」を「1,230円」に、「1,650円」を「2,470円」に、「230円」を「340円」に、「33,000円」を「49,500円」に、「49,500円」を「74,250円」に改める。

別表第 2 中「430円」を「640円」に、「9,920円」を「14,880円」に改める。

別表第 3 中「100円」を「150円」に、「80円」を「120円」に、「210円」を「310円」に、「170円」を「250円」に、「310円」を「460円」に、「250円」を「370円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第19号

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第11条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前2項の規定にかかわらず、県内に住所を有する者が1年間を通して別表第3に定める施設（首里城地区内施設に限る。）に入場しようとする場合の当該者の入場料は、同表に定める首里城地区内施設の区分に応じ、当該区分に定める入場料の100分の75に相当する額を限度として、指定管理者が定めるものとする。

別表第2中

区分		入場料（1人につき）		を
		個人の場合	団体の場合	
首里城地区内施設	一般	830円	670円	に
	高校生	630円	490円	
	中学生及び小学生	310円	250円	

施設	区分	入場料（1人につき）		に
		個人の場合	団体の場合	
首里城地区内施設	一般	1,200円	960円	に
	高校生	910円	730円	
	中学生及び小学生	450円	360円	

改める。

別表第3中

区分	入場料（1人につき）

首里城地区内施設	一般	1,660円
	高校生	1,260円
	中学生及び小学生	620円

を

施設	区分	入場料（1人につき）
首里城地区内施設	一般	2,400円
	高校生	1,820円
	中学生及び小学生	900円

に

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

 沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第20号**沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和 2 年沖縄県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表中「211,000」を「203,000」に、「168,000」を「154,000」に、「64,000」を「67,200」に、「41,600」を「47,200」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第21号

沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県二級建築士免許等手数料条例（平成12年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「17,000円」を「20,000円」に改め、同項第 2 号中「12,000円」を「18,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第22号

沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「33,000円」の次に「（電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織をいう。次条第 2 項において同じ。）を使用する方法により免許の申請を行う場合にあっては、26,500円）」を加える。

第 3 条第 2 項中「33,000円」の次に「（電子情報処理組織を使用する方法により免許の更新の申請を行う場合にあっては、26,500円）」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第23号

沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 7 条第 2 号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第 8 条の 2 において同じ。）」に改める。

第 8 条の 2 第 2 項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他管理者が定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。）」を削る。

第14条の 2 第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第21条の 2 第 1 項中「、第 7 条、第10条」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日までの間における改正後の沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条

例」という。) 第 6 条の規定の適用については、同条第 1 項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第 5 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。」と、同条第 2 項中「(4) 重度心身障害者」とある

「(4) 重度心身障害者
のは

(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

- 3 改正後の条例第 8 条の 2 第 2 項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 4 施行日以後に新たに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員及び暫定再任用職員（沖縄県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年沖縄県条例第 51 号）附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員をいう。次項において同じ。）（以下この項において「再任用職員」という。））に対して適用されることとなる改正後の条例第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定は、施行日以後に事業所を異にして異動した再任用職員又は施行日以後に在勤する事業所の移転があった再任用職員について適用する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

- 5 改正後の条例第 21 条の 2 第 1 項の規定は、暫定再任用職員について準用する。

（規程への委任）

- 6 附則第 2 項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例及び沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第 24 号

沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例及び沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

(沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正)

第1条 沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年沖縄県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(技術上の監督業務を行う者の資格)

第3条 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒

業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 企業管理規程で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条4号中「前2号」を「前3号」に改める。

（沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正）

第2条 沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年沖

縄県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(水道技術管理者の資格)

第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前3号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、第2号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については3年以上、第3号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 管理規程で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第25号

**沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例**

沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第7条第2項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第2号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第11条において同じ。）」に改める。

第11条第2項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他管理者が定める者であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。）」を削る。

第18条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第28条第1項中「、第8条第2項、第9条、第13条」を削り、同条第3項中「条例」の次に「（平成14年沖縄県条例第52号）」を加え、同条第4項中「第9条、」を「第9条及び」に改め、「及び第20条」を削り、「特定任期付職員」を「特定任期付職員（沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員をいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 7 条の規定の適用については、同条第 1 項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第 5 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。」と、同条第 2 項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは
- 「(4) 重度心身障害者
(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と
する。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 3 改正後の第 11 条第 2 項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 4 施行日以後に新たに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員及び暫定再任用職員（沖縄県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年沖縄県条例第 51 号）附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員をいう。次項において同じ。）（以下この項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる改正後の第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定は、施行日以後に事業所を異にして異動した再任用職員又は施行日以後に在勤する事業所の移転があった再任用職員について適用する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

- 5 改正後の第 28 条第 1 項の規定は、暫定再任用職員について準用する。

(規程への委任)

- 6 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

沖縄県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第 26 号

沖縄県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県政務活動費の交付に関する条例（平成13年沖縄県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「以下」を「次条において」に、「領収書等」を「証拠書類の写し等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録又は電子情報処理組織を使用する方法による提出）

第10条の2 前条に規定する収支報告書及び証拠書類の写し等（以下「収支報告書等」という。）の提出については、書面の提出に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提出又は電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機と収支報告書等を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用する方法により行うことができる。この場合においては、書面により提出が行われたものとみなす。

2 前項の規定により収支報告書等の提出が電子情報処理組織を使用する方法により行われたときは、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議長に到達したものとみなす。

第1号様式及び第2号様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第27号

沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年沖縄県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第42号）第 5 条第 2 項の改正規定中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第28号

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 証明手数料の項及び別表第 2 証明手数料の項中「200円」を「300円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例29号

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表県立高等学校の項中「3,995人」を「3,988人」に改め、同表県立特別支援学校の項中「1,872人」を「1,875人」に改め、同表県立中学校の項中「56人」を「63人」に改め、同表市町村立小学校及び中学校の項中「11,008人」を「11,120人」に改め、同表合計の項中「16,931人」を「17,046人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第30号

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3,232人」を「3,239人」に改め、同条第2項中「2,921人」を「2,928人」に改め、同項の表中「1,695人」を「1,699人」に、「889人」を「892人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第31号

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削る。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第2条関係）

質屋営業法（昭和25年法律第158号）に関する手数料

手数料を徴収する事務	手数料の種類	手数料の額
質屋営業法第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可に関する事務	質屋営業許可申請手数料	22,000円
質屋営業法第4条第1項の規定に基づく営業所の移転の許可に関する事務	質屋営業所移転許可申請手数料	12,000円
質屋営業法第4条第1項の規定に基づく管理者の新設又は変更の許可に関する事務	質屋管理者新設・変更許可申請手数料	5,700円
質屋営業法第8条第2項の規定に基づく同法第4条第2項の規定による届出に係る許可証の書換えに関する事務	質屋営業許可証書換え手数料	1,500円
質屋営業法第8条第4項の規定に基づく許可証の再交付に関する事務	質屋営業許可証再交付手数料	1,300円

別表第10を次のように改める。

別表第10（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の種類	手数料の額
自動車の保管場所の確保等に関する事務	自動車保管場所証明書交付申請	2,200円

る法律（昭和37年法律第145号） 第 4 条第 1 項に規定する自動車の 保管場所の確保を証する書面の交 付に関する事務	手数料	
	自動車保管場所証明書再交付手 数料	300円

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 の改正規定は、公布の
日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地